

福島県の違式註違条例について

坂 誥 智 美

目次

- 一、はじめに
- 二、神原文庫に納められた「違式註違条例」
- 三、違式註違条例と府県
- 四、福島県の違式註違条例
- 五、改正される「福島県違式註違条例」
- 六、むすびにかえて

一、はじめに

違式註違条例とは、明治初期に刑法犯までには至らない軽微な犯罪を取り締まるために制定された条例である。

この条例は各地により様々なバリエーションを持つこともあり、地方違式誣違条例の研究として、近年様々な分野・切り口での研究成果が見られる^①。法制的アプローチとしては、神谷力氏の一連の研究が初期のものとしてあげられるが、各県の警察史や市町村史などにも史料として載せられていることもある^②。

昭和五十五（一九八〇）年に刊行された『福島県警察史』は、刑法の近代化などについて多くのページをさき、各県警察史の中でも範となる作りをしていると思われるが、旧刑法内の違警罪を説明する中で、その前身である地方違式誣違条例についても論じている。この『福島県警察史』の中では、「この条例に基づき、福島・若松・磐前三県でも、違式誣違条例を制定布達したに違いないのであるが、いずれも資料としては残っていない」と記されている^③。資料が残っていない以上、比較検討は難しいものと考えられてきたのである。

しかしながら、前出の神谷氏の論文中には、明治九年八月の福島県何とそれに対する内務省指令についての史料があげられている^④。その中で福島県は「違式誣違条例」に従っての処分の方法について疑問を、内務省に伺いという形で出しているのである。違式誣違条例を実際に運用していく上で確認したものだとは仮定した場合、やはり福島県にもこの時期のどこかで条例を作るべく用意を進めていたのではないかと、この考えが浮上してくる。

拙稿「東京違式誣違条例の創定過程について」を出して以降、他の府県の違式誣違条例や図解について、積極的に史料探索を続けているが、一連の探索の中で、香川大学図書館の神原文庫内に「福島県違式誣違条例」と題する史料を見ることができた。本稿では見出した史料をもとに、福島県の違式誣違条例が如何なるものであったかをあげ、その内容について考察したい。

表 1 神原文庫内 違式註違条例の史料

	タイトル	府県	編者・刊行者	刊行年	形態
①	御布令之譯 違式註違条例百ヶ條図解	京都	浦谷義春、真部武助、中村友七、内藤半七	明治9年	1枚もの図解
②	岩手県違式註違条例図解	岩手	中里道造	明治10年	冊子
③	御布令之譯 違式註違条例九拾ヶ條図解	大阪	不明	明治10年	扇面2枚組
④	違式註違図解	大阪	前田喜次郎	明治10年	1枚もの図解
⑤	(石川県改正) 違式図解	石川	西尾慶治	明治11年	冊子
⑥	小学校用違式註違問答	三生 学舎 蔵版	高橋親義	明治12年	冊子
⑦	鳥根県違式註違条例	鳥根	鳥根県蔵版	明治14年	冊子
⑧	大阪府違式註違御布令之譯	大阪	前田喜兵衛	不明	冊子
⑨	福島県違式註違罪目	福島	不明	不明	冊子

二、神原文庫に納められた「違式註違条例」

神原文庫とは、香川大学図書館が所蔵する、香川大学の初代学長であった故神原甚造氏が収集していた旧蔵図書・史料約一万二千点・一六五六〇冊（うち和漢書一五八九〇冊）とその他から成る文庫である。膨大な蔵書の大部を占めるものが明治維新前後の諸分野にわたる文献であり、貴重な資料が多くある。

昭和三十九（一九三九）年二月に『神原文庫分類目録』が風間書房から刊行され、のち平成六（一九九四）年三月に続編である『神原文庫分類目録（続）』も刊行された。また、近年のHPの普及やインターネット環境の整備により、現在では『神原文庫目録』は香川大学図書館のHP内にアップされ、利便性が向上している。

貴重な史料群について様々な検索を行う中で、神原文庫内に複数の「違式註違条例」が納められていることが判明した。次の表1にあげたものが、その一覧である。

「違式註違条例」は、冊子のもの、図解のものなど、様々な

形で世に出されていたが、神原文庫には冊子・図解のどちらも所蔵されている。また、所蔵しているその地域も、香川県の近郊とも言える京都・大阪の他、石川や島根、福島、岩手と多岐にわたっている。

表1のうち、①から⑧までは他に所蔵しているところが存在するので初見ではない。その中で、非常に興味深く感じられたものが⑨の『福島縣違式註違罪目』と題されたものである。この『福島縣違式註違罪目』には注目すべき点がある。

まず、この冊子そのものの形態である。この冊子は表紙に『福島縣違式註違目』と手書きで表記されているが、中の本文は版刷で、本文十二枚に表紙と裏表紙二枚をつけた、計十四枚からなっている。元々表紙と裏表紙はついておらず、後から便宜的につけたようだ。というのも、十九頁目にあたる部分に「定価壹錢壹釐」、二十頁目の欄外に「定価二釐二毛」という記載があり、前半部分と後半部分は別々に売られていたと思われるからである。両方を購入した人物が一括りにして、表紙・裏表紙をつけて保存されたものと考えられよう。

もう一つの注目すべき点は、福島県の違式註違条例であったからである。前述したように、福島県の違式註違条例は警察史には載っていない。また、『福島県史』においても、条例については述べられていない。そのため、浅学な私は未だ目にしたことが無かったからである。

三、違式註違条例と府県

違式註違条例の最初は、明治五（一八八二）年十一月八日の東京府達「東京違式註違条例」であった。明治五年段階において、刑法にあたるものは「新律綱領」であるが、「東京違式註違条例」は「新律綱領」の中にあてはま

らない微罪を対象としており、刑罰も「新律綱領」で定められたものより低く設定されていた。東京府以外については明治六（一八八三）年七月十九日に、太政官布告第二五六号「地方違式註違条例」が制定された。これは東京とは違い、あくまでも準則であった。そのため、当初は府県それぞれが各地の実情に合うように条文の増減をしたものを警保寮へ出し、警保寮から承認が得られたものを地方長官の名を以て公示・施行することとなっていた。のちの明治九（一八八六）年五月には、犯罪行為を定める罪目については、地方庁の出した増減を認める届出制に改められ、各府県庁は布告の罪目とは違った地域の独自性の含まれた罪目を規定することが可能になった。この画期的変更が効を奏したのか、明治九年六月から翌同十（一八八七）年にかけて、多くの府県が条例を制定・改正している。⁸

では、福島県では、どの時点で「違式註違条例」が出されたのであろうか。

前述した神原文庫所蔵『福島県違式註違罪目』のはじめ一頁目には、次のように記されている。

縣甲第十号

違式註違罪目、別冊之通明治十年三月一日ヨリ施行候條、心得違無之様厚ク注意致スヘク候、此旨相達候事

福縣島大書記官 山吉盛典代理

明治十年二月七日

福島県少書記官 中條政恒

この記述から、届出制となつてから、条例を出していることがわかる。

四、福島県の違式註違条例

「福島県違式註違条例」は、各府県による独自性が認められた明治九年六月以降に制定されたものであるが、どの程度の独自性が見られるのであろうか。確認のため、史料としては多くなるのだが、上段に「地方違式註違条例」、下段に「福島県違式註違条例」を配置して、比較してみる。

太政官布告第二五六号 明治六年七月十九日

地方違式註違條例

各地方違式註違條例別冊之通被定候條、此旨布告候事

但地方ノ便宜ニ依リ斟酌増減ノ廉ハ警保寮ヘ可伺出、但条例揭示ノ儀モ同寮ノ指揮ヲ可受候

(別冊)

第一條 違式ノ罪ヲ犯ス者ハ七拾五錢ヨリ少ナカラス、百五拾錢ヨリ多カラサル贖金ヲ追徴ス

第二條 註違ノ罪ヲ犯ス者ハ六錢二厘五毛ヨリ少ナカラス拾二錢五厘ヨリ多カラサル贖金ヲ追徴ス

第三條 違式註違ノ罪ヲ犯シ無力ノ者ハ実決スル事左ノ如シ
一、違式 答罪 一十ヨリ少ナカラス二十日ヨリ多

縣甲第十号

(福島県) 地方違式註違條例

違式註違罪目別冊之通、明治十年三月一日ヨリ施行候條、心得違無之様厚ク注意致スヘク候、此旨相達候事

(別冊)

第一條 違式ノ罪ヲ犯ス者ハ七拾五錢ヨリ少ナカラス、百五拾錢ヨリ多カラサル贖金ヲ追徴ス

第二條 註違ノ罪ヲ犯ス者ハ五錢二厘ヨリ少ナカラス七十五錢ヨリ多カラサル贖金ヲ追徴ス

第三條 違式註違ノ罪ヲ犯シ無力ノ者ハ実決スル事左ノ如シ
一、違式 徴役 八日ヨリ少ナカラス十五日ヨリ多

カラス

一、註違 拘留 一日ヨリ少ナカラス二日ヨリ多カ
ラス

但シニ罪トモ適宜懲役ニ換フ

第四條 違式並ニ註違ノ罪ニヨリ取上クベキ物品ハ贖金ヲ科

スルノ外ハ別ニ没収ノ申渡シヲ為スヘシ

第五條 違式註違ノ罪ヲ犯シ人ニ損失ヲ蒙ラシムル時ハ先ス

其損失ニ当ル償金ヲ出サシメ後ニ贖金ヲ命スヘシ

違式罪目

第六條 地券所持ノ者諸上納銀ヲ怠リ地方ノ法ニ違背致ス者

第七條 贗造ノ飲食物並ニ腐敗ノ食物ヲ知テ販売スル者

第八條 往来又ハ下水外中等へ家作並孫庇等ヲ自在ニ張出シ

或ハ河岸地除地等へ願ナク家作スル者

第九條 春画及ヒ其類ノ諸器物ヲ販売スル者

第十條 病牛死牛其他病死ノ禽獸ヲ知ツテ販売スル者

第十一條 身体へ刺繡ヲナス者

第十二條 男女入込ノ湯ヲ渡世スル者

第十三條 乗馬シテ猥リニ馳驅シ又ハ馬車ヲ疾駆シテ行人ヲ

触倒ス者

但殺傷スルハ此限ニアラス

第十四條 外国人ヲ無届ニテ止宿セシムル者

カラス

一、註違 拘留 半日ヨリ少ナカラス七日ヨリ多カ
ラス

但、拘留ノ罪ト雖、適宜懲役ニ換ユルコトアルヘシ

第四條 違式並ニ註違ノ罪ニヨリ取上クベキ物品ハ贖金ヲ科

スルノ外ハ別ニ没収ノ申渡シヲ為スヘシ

第五條 違式註違ノ罪ヲ犯シ人ニ損失ヲ蒙ラシムル時ハ先ス

其損失ニ当ル償金ヲ出サシメ後ニ贖金ヲ命スヘシ

違式罪目

第六條 贗造ノ飲食物並ニ腐敗ノ食物ヲ知テ販売スル者

第七條 往来又ハ下水外中等へ家作並孫庇等ヲ自在ニ張出シ

或ハ河岸地除地等へ願ナク家作スル者

第八條 春画及ヒ其類ノ諸器物ヲ販売スル者

第九條 病牛死牛其他病死ノ禽獸ヲ知ツテ販売スル者

第十條 身体へ刺繡ヲナス者

第十一條 男女入込ノ湯ヲ渡世スル者

第十二條 乗馬シテ猥リニ馳驅シ又ハ馬車ヲ疾駆シテ行人ヲ

触倒ス者但殺傷スルハ此限ニアラス

但殺傷スルハ此限ニアラス

第十三條 外国人ヲ無届ニテ止宿セシムル者

- 第十五條 外国人ヲ私ニ雜居セシムル者
- 第十六條 夜中無灯ノ馬車ヲ以テ通行スル者
- 第十七條 人家稠密ノ場所ニ於テ妄リニ火技ヲ玩ブ者
- 第十八條 火事場ニ關係ナクシテ乘馬スル者
- 第十九條 戲ニ往来ノ常灯台ヲ破毀スル者
- 第二十條 馬及ヒ車留ノ揭示アル道路橋梁ヲ犯シテ通行スル者
- 第二十一條 男女相撲並ニ蛇遣ヒ其他醜態ヲ見世物ニ出ス者
- 第二十二條 川堀下水等ヘ土芥瓦礫等ヲ投棄シ流通ヲ妨クル者
- 第二十三條 他人持場ノ海藻類ヲ断リナク苺採ル者
- 第二十四條 他人ノ持場又ハ免許ナキ場所ニ魚鱉ヲ設ル者
- 第二十五條 毒藥並ニ激烈氣物ヲ用ヒ魚鳥ヲ捕フル者
- 第二十六條 他人分ノ田水ハ勿論組合持ノ田水ヲ断リナク自恣ニ我田ニ引入ル者
- 第二十七條 他人ノ持場ニ入り筭或ハ葦類ヲ無断採リ去ル者
- 第二十八條 掲榜場ヲ汚損シ並ニ其囲ヲ破毀スル者
- 第二十九條 堤ヲ壤チ又ハ断リナク他人ノ田園ヲ掘ル者
- 第三十條 道敷内ニ菜蔬豆類ヲ植或ハ汚物ヲ積ミ往来ヲ妨ル者
- 第三十一條 他村又ハ他人持場ノ秣或ハ苗代等ヲ断リナク苺採ル者
-
- 第十四條 外国人ヲ私ニ雜居セシムル者
- 第十五條 夜中無灯ノ馬車ヲ以テ通行スル者
- 第十六條 人家稠密ノ場所ニ於テ妄リニ火技ヲ玩ブ者
- 第十七條 火事場ニ關係ナクシテ乘馬スル者
- 第十八條 戲ニ往来ノ常灯台ヲ破毀スル者
- 第十九條 馬及ヒ車留ノ揭示アル道路橋梁ヲ犯シテ通行スル者
- 第二十條 男女相撲並ニ蛇遣ヒ其他醜態ヲ見世物ニ出ス者
- 第二十一條 川堀下水等ヘ土芥瓦礫等ヲ投棄シ流通ヲ妨クル者
- 第二十二條 他人持場ノ海藻類ヲ断リナク苺採ル者
- 第二十三條 他人ノ持場又ハ免許ナキ場所ニ魚鱉ヲ設ル者
- 第二十四條 毒藥並ニ激烈氣物ヲ用ヒ魚鳥ヲ捕フル者
- 第二十五條 他人分ノ田水ハ勿論組合持ノ田水ヲ断リナク自恣ニ我田ニ引入ル者
- 第二十六條 他人ノ持場ニ入り筭或ハ葦類ヲ無断採リ去ル者
- 第二十七條 掲榜場ヲ汚損シ並ニ其囲ヲ破毀スル者
- 第二十八條 堤ヲ壤チ又ハ断リナク他人ノ田園ヲ掘ル者
- 第二十九條 道敷内ニ菜蔬豆類ヲ植或ハ汚物ヲ積ミ往来ヲ妨ル者
- 第三十條 他村又ハ他人持場ノ秣或ハ苗代等ヲ断リナク苺採ル者

第三十二條 婚姻祝儀等ノ節事故ニ托シ往来又ハ其家宅ニ妨害ヲナス者

第三十三條 馬夫或ハ日雇稼ノ者等仲間ヲ結ヒ他人ノ稼ヲ為スニ故障スル者

第三十四條 神仏祭事ニ托シ人ニ妨害ヲナス者

第三十五條 往来ニテ死牛馬ノ皮ヲ剥キ肉ヲ屠ル者

第三十六條 他人ノ墓碑ヲ毀損スル者

第三十七條 官有ノ山林等ニ禁制ノ榜示アルヲ犯セシ者

第三十八條 (欠)

第三十九條 御用ト書キタル小旗提灯ヲ免許ナク猥リニ用ル者

第四十條 他人ノ繫舟を無断掉シ遊フ者

第四十一條 官有或ハ他人ノ山林田畠ニ入り植物ヲ損害スル者

第四十二條 神社仏閣ノ器物類ヲ破毀スル者

註違罪目

第四十三條 狹隘ノ小路ヲ馬車ニテ駆走スル者

第四十四條 夜中無灯ニテ諸車ヲ挽キ又ハ乘馬スル者

第三十一條 婚姻祝儀等ノ節事故ニ托シ往来又ハ其家宅ニ妨害ヲナス者

第三十二條 馬夫或ハ日雇稼ノ者等仲間ヲ結ヒ他人ノ稼ヲ為スニ故障スル者

第三十三條 神仏祭事ニ托シ人ニ妨害ヲナス者

第三十四條 往来ニテ死牛馬ノ皮ヲ剥キ肉ヲ屠ル者

第三十五條 他人ノ墓碑ヲ毀損スル者

第三十六條 官有ノ山林等ニ禁制ノ榜示アルヲ犯セシ者

第三十七條 御用ト書キタル小旗提灯ヲ免許ナク猥リニ用ル者

第三十八條 他人ノ繫舟を無断掉シ遊フ者

第三十九條 官有或ハ他人ノ山林田畠ニ入り植物ヲ損害スル者

第四十條 神社仏閣ノ器物類ヲ破毀スル者

註違罪目

第四十一條 狹隘ノ小路ヲ馬車ニテ駆走スル者

第四十二條 夜中無灯ニテ諸車ヲ挽キ又ハ乘馬スル者

但陸海軍ノ諸兵隊非常ノ警戒アル時ハ勿論平日隊伍ヲ組ミ夜陰行進及ヒ定制アル徽章ノ服帽着用ノ節ハ单騎ト雖モ此限ニアラス

第四十五條	斟酌ナク馬車ヲ疾駆セシメテ行人へ迷惑ヲ掛ケシ者	第四十三條	斟酌ナク馬車ヲ疾駆セシメテ行人へ迷惑ヲ掛ケシ者
第四十六條	馬車及ヒ人力車荷車等ノ往来ニ置キ行人ノ妨ヲナシ及ヒ牛馬ヲ街衢ニ横タヘ行人ヲ妨ケシ者	第四十四條	馬車及ヒ人力車荷車等ノ往来ニ置キ行人ノ妨ヲナシ及ヒ牛馬ヲ街衢ニ横タヘ行人ヲ妨ケシ者
第四十七條	禽獸ノ死スル者或ハ汚穢ノ物ヲ往来等へ投棄スル者	第四十五條	禽獸ノ死スル者或ハ汚穢ノ物ヲ往来等へ投棄スル者
第四十八條	婦人ニテ謂レナク断髮スル者	第四十六條	婦人ニテ謂レナク断髮スル者
第四十九條	荷車及ヒ人力車行逢フ節行人ニ迷惑ヲカケシ者	第四十七條	荷車及ヒ人力車行逢フ節行人ニ迷惑ヲカケシ者
第五十條	下掃除ノ者蓋ナキ糞桶ヲ以テ運搬スル者	第四十八條	旅籠屋渡世ノ者止宿人名ヲ記載セス或ハ之ヲ届出サル者
第五十一條	旅籠屋渡世ノ者止宿人名ヲ記載セス或ハ之ヲ届出サル者	第四十九條	往來筋ノ号札又ハ人家ノ番号札看板等ヲ戲ニ破毀スル者
第五十二條	往來筋ノ号札又ハ人家ノ番号札看板等ヲ戲ニ破毀スル者	第五十條	喧嘩口論及ヒ人ノ自由ヲ妨ケ且驚愕スヘキ噪鬧ヲ為シ出セル者
第五十三條	ヲ為シ出セル者	第五十一條	往來常灯ヲ戲ニ消滅セル者
第五十四條	往來常灯ヲ戲ニ消滅セル者	第五十二條	兎忽ニ依リ人ニ汚穢物及ヒ石礫ヲ抛澆セシ者
第五十五條	兎忽ニ依リ人ニ汚穢物及ヒ石礫ヲ抛澆セシ者	第五十三條	田園種芸ノ路ナキ場ヲ通行シ又ハ牛馬ヲ牽キ入ル者
第五十六條	田園種芸ノ路ナキ場ヲ通行シ又ハ牛馬ヲ牽キ入ル者		
第五十七條	(欠)		
第五十八條	荷車及ヒ人力車等ヲ並ヘ挽キテ通行ヲ妨ケシ者	第五十四條	荷車及ヒ人力車等ヲ並ヘ挽キテ通行ヲ妨ケシ者
第五十九條	誤テ牛馬ヲ放チテ人家ニ入レシメシ者	第五十五條	誤テ牛馬ヲ放チテ人家ニ入レシメシ者

- 第六十條 犬ヲ闘ハシメ及ヒ戯二人ヲ噉スル者
- 第六十一條 巨大ノ紙鳶ヲ揚ケ妨害ヲ為ス者
- 第六十二條 酔ニ乗シ又ハ戯ニ車馬往來ノ妨害ヲナス者
- 第六十三條 雜魚乾場ニ妨害ヲナス者
- 第六十四條 海苔乾場ニ妨害ヲナス者
- 第六十五條 他人ノ魚筭等ニ妨害ヲナス者
- 第六十六條 養田水其外用水ニ妨害ヲナス者
- 第六十七條 水除杭ニ妨害ヲナシ又ハ之ヲ拔取ル者
- 第六十八條 他人ノ竹木ニ妨害ヲナシ又ハ枝葉ヲ拔取ル者
- 第六十九條 他人ノ獵場ニ妨害スル者
- 第七十條 他人ノ植籬牆垣ヲ損害スル者
- 第七十一條 渡船ニテ不当ノ賃錢ヲ取り或ハ等閑ニ他人ヲ待
タシメ用便ヲ妨クル者
- 第七十二條 往還ノ並木及ヒ苗木ヲ徒ニ害スル者
- 第七十三條 渡船橋梁ノ賃錢ヲ不払シテ去ル者
- 第七十四條 誤テ牛馬ヲ放チ他人ノ田園及ヒ物品ヲ損害スル
者
- 第七十五條 猥リニ他人ノ爭論ニ荷担スル者
- 第七十六條 他人ニ合力等ヲ申掛ル者
- 第七十七條 牧場外ニ猥リニ牛馬ヲ放チ飼スル者
- 第七十八條 他人ノ獸畜類等ニ犬ヲ噉シ掛ル者
- 第七十九條 他人ノ墳墓等ノ供品類ヲ猥リニ毀損スル者

- 第五十六條 犬ヲ闘ハシメ及ヒ戯二人ヲ噉スル者
- 第五十七條 巨大ノ紙鳶ヲ揚ケ妨害ヲ為ス者
- 第五十八條 酔ニ乗シ又ハ戯ニ車馬往來ノ妨害ヲナス者
- 第五十九條 雜魚乾場ニ妨害ヲナス者
- 第六十條 海苔乾場ニ妨害ヲナス者
- 第六十一條 他人ノ魚筭等ニ妨害ヲナス者
- 第六十二條 養田水其外用水ニ妨害ヲナス者
- 第六十三條 水除杭ニ妨害ヲナシ又ハ之ヲ拔取ル者
- 第六十四條 他人ノ獵場ニ妨害スル者
- 第六十五條 他人ノ竹木ニ妨害ヲナシ又ハ枝葉ヲ拾取ル者
- 第六十六條 他人ノ植籬牆垣ヲ損害スル者
- 第六十七條 渡船ニテ不当ノ賃錢ヲ取り或ハ等閑ニ他人ヲ待
タシメ用便ヲ妨クル者
- 第六十八條 往還ノ並木ヲ徒ニ害スル者
- 第六十九條 渡船橋梁ノ賃錢ヲ不払シテ去ル者
- 第七十條 誤テ牛馬ヲ放チ他人ノ田園及ヒ物品ヲ損害スル
者
- 第七十一條 猥リニ他人ノ爭論ニ荷担スル者
- 第七十二條 行人ニ合力等ヲ申掛ル者
- 第七十三條 牧場外ニ猥リニ牛馬ヲ放チ飼スル者
- 第七十四條 他人ノ獸畜類等ニ犬ヲ噉シ掛ル者
- 第七十五條 他人ノ墳墓等ノ供品類ヲ猥リニ毀損スル者

- 第八十條 水車水碓等ニ妨害ヲナス者
 第八十一條 行人ニ強テ車馬駕籠等ヲ勸メ過言ヲ申掛ル者
 第八十二條 他人ノ曝網ニ妨害ヲナス者
 第八十三條 他人ノ海苔柵内ニ断リナク舟ヲ掉シ入ル者
 第八十四條 山林原野ニテ徒ニ火ヲ焚ク者
 第八十五條 総テノ標柱ニテ牛馬ヲ繫キ或ハ破毀スル者
 第八十六條 橋柱ニ舟筏ヲ繫ク者
 第八十七條 神祠仏堂又ハ他人ノ板壁等ニ樂書ヲナス者
 第八十八條 田畝中ニ瓦礫竹木等ヲ投入ル者
 第八十九條 遊園及ヒ路傍ノ花木ヲ折り或ハ植物ヲ害スル者
 第九十條 往来並木ノ枝ニ古草鞋等ヲ投掛ル者

- 第七十六條 水車水碓等ニ妨害ヲナス者
 第七十七條 行人ニ強テ車馬駕籠等ヲ勸メ過言ヲ申掛ル者
 第七十八條 他人ノ曝網ニ妨害ヲナス者
 第七十九條 他人ノ海苔柵内ニ断リナク舟ヲ掉シ入ル者
 第八十條 山林原野ニテ徒ニ火ヲ焚ク者
 第八十一條 総テノ標柱ニテ牛馬ヲ繫キ或ハ破毀スル者
 第八十二條 橋柱ニ舟筏ヲ繫ク者
 第八十三條 神祠仏堂又ハ他人ノ板壁等ニ樂書ヲナス者
 第八十四條 田畝中ニ瓦礫竹木等ヲ投入ル者
 第八十五條 遊園及ヒ路傍ノ花木ヲ折り或ハ植物ヲ害スル者
 第八十六條 往来並木ノ枝ニ古草鞋等ヲ投掛ル者
 第八十七條 下掃除ノ者蓋ナキ糞桶ヲ以テ搬運スル者
 第八十八條 願ヒナク床蓐簀張等ヲ取り立テル者
 第八十九條 裸體又ハ袒裼シ或ハ股脚ニ露シ醜態ヲナス者
 第九十條 店先往来ニ向ヒ幼穉ニ大小便セシムル者
 第九十一條 格子ヲ撥キ牆塀ヲ擧ケ徒ラニ顔面ヲ出シ往来ヲ
 瞰ミ或ハ嘲哂スル者

「地方違式註違条例」は全九〇条とされるが、実際には公布の時点では第三十八条および第五拾七条は削除されており、全八十八条であった。^⑨ また、第六条は明治七（一八八四）年三月十四日に太政官達第三十号により削除されているが、のちの明治九（一八八六）年五月十二日太政官布告第六十九号によって新たな条文が加えられているため、明治十（一八八七）年の段階では全八十八条は変わらない。

一方、「福島県違式誣違条例」は、公布段階で既に全九十一条であるから、この段階で準則以外の条文が加えられていることになる。同一性・独自性についての検討をしてみよう。

最初に目につくのは、総則的規定における違いである。第二条における誣違の罪を犯した場合の贖金の額に違いがある。福島県では、五銭以上七十五銭以下となっており、地方版にくらべ最低額が低く、最高額が高い。実は「福島県違式誣違条例」が出される一年前に、地方違式誣違条例第二条自体が改正されており、「誣違ノ罪ヲ犯ス者ハ、五銭ヨリ少ナカラス七十銭ヨリ多カラサル贖金ヲ追徴ス」となっていた。ただ、この改正された額よりも、福島県の場合は最高額が更に五銭高く、違式の罪目の贖金とのあいだに全く隙が無いこととなる。

次に第三条における無力の者に対する実決規定の差であるが、第三条自体も明治九年に改正がなされており、これについては改正された最新の条文を取り入れたと考えられる。

総則以外の規定では、違式罪目についてはほとんど差は見られないが、誣違罪目の部分にいくつかの違いが見える。条文位置の入れ替わり（福島県第六十四・六十五条）・語の欠落（福島県六十八条）・語違い（福島県第七十二条）・条文挿入箇所的大幅移行（福島県第八十七条にある条文は、地方では第五十条にある）などである。

一方で、「地方違式誣違条例」には無い条文が四条あり、福島県では最後の部分に設置されている。

福島県第八十八条は、床店（屋台）や葭簀張を無断で立てた者に対する規定。同第八十九条は裸になったり上着を脱いで肌を露出したり、股や脚を露出して醜態をさらした者に対する規定。同第九十条は店先や往来に向かって幼少の子に大小便をさせた者に対する規定。同第九十一条は格子などから不必要に顔を出して往来をのぞき見したり、嘲哂する者についての規定である。これらは地方違式誣違条例にこそ入っていないが、割と一般的なものので、各府県の違式誣違条例の中に散見される。

たとえば、最も早く出された「東京違式註違条例」では、第二十条（福島県第八十八条）・第二十二條（福島県第八十九条）・第五〇條（福島県第九〇條）・第五六條（福島県第九一條）がこれにあたる。福島県ではすべて註違罪目としているが、東京府では第二十条・第二十二條は違式罪目にあたり、第五〇條・第五六條が註違罪目となっており、罪目に差がある。また、明治十年二月一日より施行されていた「大阪違式註違条例」でも、註違罪目第三条に福島県第八十九条と似た規定がある¹²⁾。更に明治九年十月に出された「京都違式註違条例」にも、違式罪目第十七条に福島県第八十九条と幾分似た規定が存在する¹³⁾。

以上のことから、福島県では「地方違式註違条例」以外に、既に使用されていた他の府県の違式註違条例を参考にして、福島県として必要と思われる条文を「増補」したと考えられよう。

五、改正される「福島県違式註違条例」

明治十年三月一日に施行された「福島県違式註違条例」であるが、早くも同年九月十五日に改正がなされている。それを示すのが、次の史料である。

縣甲第七拾二号

違式註違條例并罪目中左ノ通改正増減候條、此旨布達候事

明治十年九月十五日

違式註違條例中改正

福島縣權令 山吉盛典

第一條中（百五拾錢）トアルヲ（壹圓五拾錢）ト改ム

同 追加

第九十二條 違式罪目ヲ犯スト雖モ情状輕キモノハ減等シテ註違ノ贖金ヲ追徴シ、註違ノ罪ヲ犯スト雖モ重キ

ハ加等シ違式ノ贖金ヲ追徴スベシ、其犯ス處極メテ輕キハ止タ呵責シテ放免スルヲ得

違式罪目追加

第九十三條 男ニシテ女装シ女ニシテ男装シ、或ハ奇怪ノ扮飾ヲナシテ醜体ヲ露スモノ

但シ俳優歌舞妓等ハ勿論、女ノ着袴スルノ類ハ此限りニ非ス

第九十四條 神佛祭典等ノ節強テ出費ヲ促ス者

註違罪目

第八十七條 下掃除ノ上（市街宿驛内ニ於テ）ノ八字ヲ冠ス

第八十九條 裸体ノ上（市街宿驛内ニ於テ）ノ八字ヲ冠シ（或ハ股脚ヲ露シ）ノ七字ヲ削ル

同 追加

第九十五條 口付ナキ荷鞍馬ニ乗ル者

第九十六條 市街宿驛内ニテ高聲放歌スル者

全部で八条の改正や追加などがなされている。第一条は機械的なものであり、第八十七条・第八十九条は文言の追加・削除である。

第九十二条は明治六年の元々の違式註違条例には無かったが、明治九年五月十二日太政官布告第六十九号により、

「地方違式註違条例」第六条として追加されたものと同文である。当初の第六条は、明治七年三月十四日太政官達第三十号により削除されており、明治九年段階では欠番扱いであった。内容が総則的規定であったから、欠番であった第六条に組み入れたものである。福島県では何故か、削除された分を繰り上げて条文作成をしまったと考えられ、早い段階で追加として組み入れたのであろう。

第九十三条以下は条文自体の追加である。

第九十三条は「東京違式註違条例」（以下、東京とだけ表記）第六十二条（違式罪目）に、第九十四条は東京第六十一条（違式罪目）に、第九十六条は東京第七十四条（註違罪目）に同様の条文がある。なお、第九十五条については、東京・大阪・京都という三府の違式註違条例のどれにも似た条文は無い。

この改正・追加によって、「福島県違式註違条例」は全条文数九十六条（違式罪目三十七条、註違罪目五十三条）という構成になったと考えられる。

六、むすびにかえて

「福島県違式註違条例」は存在が不確かだったが、香川大学図書館の神原文庫内の史料によって、その存在と実態が明らかとなった。条例の成立は明治十（一八七七）年二月七日、同年三月一日より施行されたようであるから、多くの府県がそれ以前から出していた条例を改正し、地方独自の条目を定めていた時期とも合う。条文の大半は「地方違式註違条例」をもとに作成されたようだが、既に出されていた他の府県の条例の動向も視野に入れ、必要な条文を「増減斟酌」した結果であろうか、全九十一条（半年後に改正・補足され全九十六条）の条例となってい

たことが判明した。

尤も、「福島県違式註違条例」の存在期間は短い。明治十三（一八八〇）年七月に旧刑法が制定され、同十五（一八八二）年一月一日より施行されると、違式註違の罪目は旧刑法第四編の「違警罪」に組み込まれていく。明治十年三月から同十四（一八八二）年十二月まで、四年十ヶ月しか運用されていないことになる。ただし、この違警罪についても、旧刑法で定める内容の他、各府県で定める警察犯などについては、それぞれの府県で罰則等を規定していくこととなる。

「福島県違式註違条例」に規定のあるものの多くは、それ程奇抜なものではないが、旧刑法違警罪および福島県違警罪の中へ組み込まれていくのか否か、確認すべき事項ではある。本稿では違式註違条例のみを対象としたため、この確認は今後の課題としたい。

本稿では、条例の制定過程などについては未解明のままであり、今後も一層の史料調査が必要である。また、実際の運用についての人々の反応や、違犯者の処罰、教育の場での使用の有無など、他の県との運用の差異も含めて見ていく必要がある。さらに他府県で存在している凶解などの有無についても調査を重ねる必要がある。これらは今後の課題として、更なる調査を続けていくこととしたい。

（二〇一三年九月二〇日脱稿）

註

- （一）近年では民俗学の分野で扱われることも多い。代表的なものとして、百瀬響『文明開化 失われた風俗』（吉川弘文館歴史ライブラリー二六一、二〇〇八年）。

- (2) 神谷力氏による一連の先行研究としては、以下のものが特筆される。「明治初年における地方軽犯罪法制の研究(一・二)」(愛知学芸報告八・一〇号、一九五九・一九六〇年)、「地方違式註違条例の法的構造(一・二)」(愛知教育大学社会科学論集一六・一七号、一九七六・一九七七年)、「地方違式註違条例の施行と運用の実態」(明治法制史政治史の諸問題)慶応通信、一九七七年)
- (3) 『福島県警察史』第一巻、七五〇～七五一頁。
- (4) 前掲註(2)「地方違式註違条例の施行と運用の実態」内、二〇〇頁。
- (5) 拙稿「東京違式註違条例の創定過程について」(専修総合科学研究)第十一号、二〇〇三年)、同「東京違式註違条例の施行状況に関する一考察」(専修総合科学研究)第十二号、二〇〇四年)、同「法」に関わった西村兼文——「勸解」書類と『京都府違式註違條例図解 全』(青木美智男・森謙二編『三くだり半の世界とその周縁』日本経済評論社、二〇一二年)
- (6) 明治七年一月九日太政官達第八号。
- (7) 明治九年五月十二日太政官達第五一号。これにより、願出許可制から届出制へと変化した。
- (8) 前掲註(2)神谷論文「地方違式註違条例の施行と運用の実態」一八二頁に、各地方違式註違条例の改正状況がまとめられている。これによれば、長野・山梨・熊本・島根・佐賀・堺・岐阜・岩手・石川・秋田・愛知・栃木(改正された順)という具合に、多くの県でその県に合った条例に変えられていった。
- (9) 第三十八条は「猥りニ鉄道柵内ニ立入ル者」、第五十七条は「物ヲ打掛ケ電信線ヲ妨害スル者」となっていた。(国立公文書館所蔵、明治六年五月「公文録」司法省之部上に所収されている決裁原本による。)削除の理由は不明であるが、日本近代思想大系23、小木新造・熊倉功夫・上野千鶴子(校注)『風俗性』(岩波書店、一九九〇年)の注(二九頁)は、「決裁から公布の間、太政官の指示で削除されたらしい」とする。
- (10) 明治九年五月十二日太政官布告第六九号。
- (11) 明治九年九月十四日太政官布告第一一七号。
- (12) 「往来又ハ店先等ニテ袒褻 裸体スル者」と幾分簡略化された条文となっている。(前掲註(9)『風俗性』八頁。)
- (13) 「本街へ裸褻赤裸にて戸外へ立出る者」(京都府立総合資料館所蔵、西村兼文『京都府違式註違條例図解 全』)とあり、街中での裸体等を禁止する条文である。

なお、京都府は地方で出された違式註違条例の中で最大規模の条文数(二〇五条)を有していた。

謝辞

香川大学図書館の方々には、神原文庫の閲覧の際に、貴重な史料を複数出していただく等、大変お手を煩わせてしまった。ここに記して感謝を申し上げます。